

建築基準法第 12 条第 1 項の定期調査報告について

対象となる建築物の用途・規模及び報告時期（春日井市建築基準法施行細則第 4 条）

用途	対象規模※ (次のいずれかに該当するもの)	定期調査報告時期 (以降 3 年ごと)
劇場、映画館、演芸場	① 3 階以上又は地階にある ② 客席の床面積の合計が 200 m ² 以上 ③ 主階が 1 階にない	平成 29 年 9 月 1 日から 11 月 30 日
観覧場（屋外観覧場は除く）、公会堂、集会場	① 3 階以上又は地階にある ② 客席の床面積の合計が 200 m ² 以上	平成 29 年 9 月 1 日から 11 月 30 日
病院、有床診療所		平成 28 年 9 月 1 日から 11 月 30 日
旅館、ホテル	① 3 階以上又は地階にある ② 2 階の床面積の合計が 300 m ² 以上	平成 28 年 6 月 1 日から 8 月 31 日
就寝用福祉施設（サービス付き高齢者向け住宅、老人ホーム、老人短期入所施設、障害者支援施設、助産所等）		平成 30 年 6 月 1 日から 8 月 31 日
物品販売業を営む店舗、展示場、遊技場、公衆浴場、飲食店等	① 3 階以上又は地階にある ② 2 階の床面積の合計が 500 m ² 以上 ③ 床面積の合計が 3,000 m ² 以上	平成 29 年 6 月 1 日から 8 月 31 日
体育館、図書館、ボーリング場、水泳場、スポーツの練習場等（学校に付属するものを除く）	① 3 階以上の階にある ② 床面積の合計が 2,000 m ² 以上	平成 30 年 9 月 1 日から 11 月 30 日
事務所	(次のいずれにも該当するもの) ・ 階数が 5 以上 ・ 床面積の合計が 1,000 m ² 超 ・ 3 階以上又は地階にあるもの	平成 30 年 9 月 1 日から 11 月 30 日
複合用途（上記に掲げる用途のうち 2 以上の用途に供するもの）	(次のいずれにも該当するもの) ・ 床面積の合計が 1,000 m ² 超 ・ 3 階以上又は地階にあるもの	平成 28 年 9 月 1 日から 11 月 30 日

※該当する用途の床面積が 100 m²以下のもの又は該当する用途が避難階のみにあるものは対象外

建築基準法第 12 条第 3 項の定期検査報告について

対象となる建築設備等及び報告時期（春日井市建築基準法施行細則第 5 条）

建築設備等	対象規模	定期検査報告時期 (毎年)
換気設備（給気機及び排気機を設けた換気設備並びに空気調和設備に限る）	定期報告対象建築物に設置されたもの	6月1日から11月30日
排煙設備（自然排煙設備を除く）		
非常用の照明装置（予備電源内蔵型を除く）		
防火設備（常時閉鎖式、防火ダンパー、外壁開口部の防火設備を除く）	①定期報告対象建築物に設置されたもの ②病院、有床診療所又は就寝用福祉施設で床面積の合計が 200 m ² を超える建築物に設置されたもの	6月1日から11月30日
エレベーター	カゴが住戸内のみを昇降するもの及び労働安全衛生法施行令第 12 条第 1 項第 6 号に該当するものを除く	検査検証の交付を受けた日の属する月に応当する当該月の前 1 月間
エスカレーター	カゴが住戸内のみを昇降するものを除く	
小荷物専用昇降機	カゴが住戸内のみを昇降するもの及び出し入れ口の下端が床面よりも 50cm 以上高いものを除く	
遊戯施設	ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設 メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの	